

道路法適用外公道の下水道管設置基準

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により公示した処理区域の水洗化の普及を促進するために、道路法適用外公道に係る下水道管の設置基準について定めるものとする。

(適用の制限)

第2条 この基準は、申請者の都合により道路法適用外公道（帰属道路にあっては、道路管理者の承諾を得る必要のあるもの）を利用し、公共下水道への接続を要望する場合に適用する。

(工事適用の道路)

第3条 防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、毎年度予算の範囲内で下水道管を設置する道路の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一端が公共下水道の設置されている公道に接していること。
- (2) 下水道管設置可能な道路幅員があること。
- (3) 下水を排除すべき戸数が1戸以上あり、防府市が工事を行うことに対し隣接する関係者全員の同意があること。
- (4) 道路に私道が混在する場合は、別に定める「防府市私道の排水設備設置基準」の取扱いによる。
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は、管理者がその都度定める。

(申請)

第4条 申請者は、代表者を定め、下水道管設置申請書（第1号様式）に次の書類を添付し申請するものとする。

- (1) 工事同意書（第2号様式）
- (2) 道路の平面図（第3号様式）
- (3) 地籍図

(要否の決定)

第5条 管理者は、前条の申請があったときは調査を行い、下水道管の要否を決定し、その結果を下水道管設置決定通知書(第4号様式)又は下水道管設置申請について(第5号様式)により、申請代表者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前に、道路適用外公道の下水道設置基準(平成18年4月1日制定)の規定によりなされた手続きについては、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

道路位置図

備考

道路幅員 m

下水道管設置決定通知書

第 号
年 月 日

申請代表者

様

防府市上下水道事業管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった下水道管の設置について、次の条件を付して設置することに決定しましたので通知します。

なお、下記の条件及び留意事項については、申請代表者から関係者へ周知されるようお願いいたします。

記

1 工事場所

2 着工予定年月日 年 月 日

3 完成予定年月日 年 月 日

4 条件

本工事完了後は、申請のとおり当該下水管へ下水を排除すべき建物は、速やかに排水設備の改造工事を完了すること。

5 留意事項

(1) 工事の性質から、工事中の騒音、振動、交通止め等により、ご迷惑をかけることも予想されますが、御了承願います。

(2) 掘削箇所における道路復旧は、原状回復となります。

なお、工事に起因し路面に凸凹が生じた場合は、早急に連絡してください。

下水道管設置申請について

第 号
年 月 日

申請代表者

様

防府市上下水道事業管理者

㊟

年 月 日付けで申請のあった下水道管の設置について調査の結果、次の理由により設置できませんのでお知らせします。

なお、申請代表者から関係者へ周知されるようお願いいたします。

(理由)